平成２５年（フ）第４０８号
埼玉県三郷市幸房672番地１　レオパレスＭＵＳＡＳＩ104号
債務者　飯塚　貴範
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４１０号
埼玉県春日部市南４丁目26番４号　大島ハイツ102
債務者　藤井　秀幸
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４１１号
埼玉県春日部市備後西３丁目12番11号
債務者　水野　孝雄
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４３５号
埼玉県越谷市北越谷２丁目29番６号　北越谷第２コーポ106号
債務者　山市　弘明
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４４１号
埼玉県草加市花栗１丁目27番21号　臼倉ハイツ101号
債務者　福田外喜子
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３１５号
沖縄県豊見城市字翁長870番地３　セナガマンション305号
債務者　森　　祐也
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第９７６号
札幌市南区藤野２条２丁目１番１―305号
債務者　本間　麻弥
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２８４号
札幌市豊平区月寒中央通４丁目３番２―303号
債務者　岩山　雄一
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２９０号
北海道石狩市花川南４条４丁目55番地
債務者　下内　貴弘
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２９１号
北海道石狩市花川南４条４丁目55番地
債務者　下内　綾子
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５７８号
札幌市豊平区月寒東３条３丁目３番１号
債務者　谷口　大介
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５９５号
札幌市手稲区富丘１条４丁目４番７―303号
債務者　一戸　大天
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６１１号
札幌市豊平区平岸１条６丁目１番20―101号
債務者　青山　敬子
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７０５号
北海道恵庭市栄恵町49番地
債務者　熊谷　一敏
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７４５号
札幌市白石区北郷５条８丁目12番23号　タケガワビル401号
債務者　大川　浩二
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７４６号
札幌市白石区北郷５条８丁目12番23号　タケガワビル401号
債務者　大川喜美代
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７５０号
札幌市北区北33条西６丁目２番15―407号
債務者　田中　雅明
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７５２号
札幌市東区北23条東18丁目５番12号　リビング元町302号
債務者　土田由美子
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで札幌地方裁判所民事第４部